

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

高校入試「感染症マニュアル交渉」速報

2021年2月5日 全組合員配布・分会揭示

県作成「感染症対策マニュアル」に疑義あり

2月2日要求書提出 2月9日交渉予定

新潟県教育委員会は1月28日、「新潟県公立高等学校入学者選抜一般選抜感染症対策マニュアル」（対策マニュアル）を公表しました。受検生はもとより、検査業務に従事する教職員に感染者を出すことは絶対に許されないとの観点から、万全の感染防止対策を講じる必要があります。しかし、「受検生に安心して受験できる場を提供するとともに、教職員の安全を確保するための検査実施体制を整える必要があることから」との基本的な考え方と矛盾するのではないかとと思われる個所が散見され、現場からも不安や疑問の声が多く届いています。

新高教は2月2日に「（緊急）高校入試『感染症対策マニュアル』に関する要求書」を提出し、以下の疑義について見解を明らかにすることを求めました。

回答は2.9交渉後に報告する。

要 求

- 1 1月25日に実施した私どもとの意見交換の場で、貴委員会は「新潟大学医学部の先生」からも対策マニュアルを見ていただいているとのことだが、どなたがどのようなお立場で「見た」のか明らかにせよ。
- 2 対策マニュアル1ページの4（2）「保健所から～略～濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者は無症状かつ別紙3（P16）に示す要件を全て満たしている場合は、別室で受験できる」としているが、厚労省HPでは「保健所の指示に従って下さい」、さらに、PCR検査で陰性であっても14日間は「健康観察」「不要不急の外出自粛」となっている。**厚労省、保健所の指示を上回る県教委判断を妥当とする根拠**及び見解を明らかにせよ。
- 3 対策マニュアル1ページ4（5）ア「検査当日において、様式1「健康状態チェックリスト（本検査）」（P10）のA欄に1項目以上又はB欄に2項目以上該当する場合は、新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われることから、（後略）」とあるが、B欄の「味を感じない（味覚障害がある）」と「臭いを感じない（嗅覚障害）」は、**1項目だけでも感染が疑われる**ことになるのではないかと見解を明らかにせよ。
- 4 対策マニュアル1ページ4（5）イ「インフルエンザと診断された証明書がある者の別室、無症状濃厚接触者の別室～中略～はそれぞれ別に用意する」について、以下についてそれぞれ見解を明らかにせよ。
 - 1) **インフルエンザ罹患生徒**について学校保健安全法は「発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで出席停止」と規定されているにもかかわらず、「医師の診断書」があれば、上記期間内でも**別室受験しても良し**とする根拠。
 - 2) 「証明書」とはそもそもどのようなものか。「罹患しています」「治癒しています」というものか。後者ならばそもそも別室は不要ではないか。

- 5 昨年度まで、インフルエンザ等に罹患し、受検日当日に受検できない受検生のために「追検査日」が設けられるのではないかと。今年度は「追検査日」に受検させるのではなく、**本検査日当日に「証明書」を持参すれば受検させる**こととしたのは何故か、見解を明らかにすること。
- 6 対策マニュアル別紙1のⅢによれば、一般追検査・特別追検査でインフルエンザ理由でも受けられるようだが、しくみが複雑でわかりにくいことから、見解を明らかにせよ。
- 7 様式I「健康状態チェックリスト」と受検票に当日朝の検温結果の記入申告として、「**検査会場における検温は行わない**」としているが、また、1月25日意見交換時の「健康確認は必ずやる必要があつてそれも結局監督する教職員を少しでも不安のない中で監督してもらうためには必ずやるべきことだと考えている」との貴委員会回答と齟齬があるのではないかと、自己申告に委ねることは受検生や検査業務に従事する教職員の感染防止にかなうのか、見解を明らかにせよ。
- 8 通常の教育活動では、学校での集団感染の未然防止の観点から「風邪等の症状がある場合は無理に登校せず自宅で休養」と指導し、「感染しているかも知れない」ことを前提としているが、入試に関しては受検できる理由を探し出している。このダブルスタンダードに関して見解を明らかにせよ。
- 9 対策マニュアル17ページ別紙4のフローチャートで、「改めて検温及び『健康状態チェックリスト』の記入による健康確認を実施」となっているが、そもそも受検を途中で中断させる理由(発熱や咳等の症状、体調不良)があつた時点で、「健康チェックリスト」A欄の「発熱の症状がある」やB欄の「咳の症状がある」に該当するのではないかと。さらに、フローチャートで「B欄1項目のみ該当」「該当なし」の場合は「受検生の継続受検の希望の有無」を確認するとしているが、「希望あり」だからといって、**別室で受検継続を認めることは受検生の体調面と監督等の教職員の安全面から妥当なのか**、見解を明らかにすること。
- 10 インフルエンザと診断された証明書を持ってきた受検生、濃厚接触者と特定されたが、**無症状であるという受検生が検査を受ける別室の検査監督は誰がやるのか**。複数の教職員が関わることとなれば、それだけ濃厚接触者を増やすことになりかねない。かといって特定の教職員となれば、それをどのように決めるのか。「やりたいくない」と申し出た者は「職務命令違反」となるのか。貴委員会の見解を明らかにせよ。
- 11 **重傷リスクを抱える教員や体調に不具合があれば「申し出る」としているが、多数に上った場合、残された教職員に対して管理職が業務を押し付ける恐れもあり得るが、その際感染リスクの高い業務を拒否することができるのか**、見解を明らかにすること。

本部は引き続き現場からの疑問点等を県教委に質します！